

令和5年3月20日

南あわじ市斎苑 桜花の郷

使用規約

令和5年4月1日

問い合わせ先

施設	(Tel 0799-20-9048) (FAX 0799-20-9049) 問合せ時間：午前8時30分～午後5時15分 (1月1日～3日を除く)
環境課	(Tel 0799-43-5214) ※施設に関すること 問合せ時間：午前8時30分～午後5時15分 (閉庁日を除く)
総合窓口センター	(Tel 0799-43-5212) ※火葬予約等に関すること 問合せ時間：午前8時30分～午後5時15分 毎週木曜日(祝日を除く)のみ午後7時まで

閉庁日とは土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日までをさします。

## 目 次

1. 使用資格について	P. 3
2. 休業日及び使用時間について	P. 3
3. 使用予約について	P. 3
1) 火葬予約	P. 3
(1) 葬祭事業者の火葬予約	P. 3
(2) 個人の火葬予約	P. 4
(3) 火葬予約時間の変更・キャンセル	P. 5
2) 待合室予約・使用について	P. 5
4. 待合ロビーの使用について	P. 6
5. 動物死骸の焼却について	P. 6
6. 駐車場について	P. 6
7. 使用上の禁止行為について	P. 7
8. 棺について	P. 7
9. 副葬品について	P. 7
10. 火葬の流れについて	P. 8
11. 使用料等について	P. 10
12. その他	P. 10

## 南あわじ市斎苑 桜花の郷 使用規約（案）

南あわじ市斎苑 桜花の郷（以下、「施設」という）は、人生の終焉の場にふさわしい施設として、周辺環境に配慮し、環境汚染防止機能を備えユニバーサルデザインを考慮した、人と環境にやさしい火葬場としております。

施設のご使用にあたっては、本使用規約を遵守し、運営へのご協力をお願いいたします。

### 1. 使用資格について

使用上の制限は特になく、支障がないと認められた限り、どなたでも使用いただけますが、死亡体、又は火葬場を使用しようとする者※1が南あわじ市に住民票を有する場合とそれ以外では施設の使用料が異なります。

※1 火葬場を使用しようとする者とは、遺体の火葬区分のうち死亡体（大人、小人）にあつては死亡体自身又は死亡届出者、死産児にあつてはその父、又は母、その他の火葬区分にあつては、申請者のことをいう。

### 2. 休業日及び使用時間について

#### 1) 休業日

- (1) 友引の日
- (2) 1月1日～3日
- (3) 市長が特に定める日

#### 2) 使用時間

午前10時 ～ 午後5時（2時間/枠）

- ①午前10時、②午前11時、③午前11時30分、④午後0時、
- ⑤午後1時、⑥午後2時、⑦午後2時30分、⑧午後3時

### 3. 使用予約について

#### 1) 火葬予約

##### (1) 葬祭事業者の火葬予約

##### ①予約サイトによる予約

- ・火葬は法令により原則として死亡確認後24時間を経過した後となりますので予約の際はご注意ください。（法令に基づく例外の場合があります。）
- ・予約サイトを利用するには、事前に申請が必要です。
- ・予約サイト受付時間 24時間

※予約時間については、施設への到着時間を基準として予約してください。

## ②総合窓口センターへの施設使用者による手続き

総合窓口センターに施設使用者が死亡届を提出し、「死体火葬許可証」、  
「火葬場使用許可書」を取得し、火葬場予約を完了させてください。

- ・なお、南あわじ市以外で死亡届を提出し「死体火葬許可証」を取得した場合は南あわじ市で「火葬場使用許可書」を取得し火葬場予約を完了させてください。
- ・施設の使用料は総合窓口センターでお支払いください。
- ・届出受付先：総合窓口センター

## (2)個人の火葬予約

### ①死亡体の火葬予約

- ・死亡体の火葬については、総合窓口センターへ電話で予約してください。
- ・その後、総合窓口センターに死亡届を提出し、「死体火葬許可証」、「火葬場使用許可書」を取得し、火葬場予約を完了させてください。
- ・なお、南あわじ市以外で死亡届を提出し「死体火葬許可証」を取得した場合は南あわじ市で「火葬場使用許可書」を取得し火葬場予約を完了させてください。
- ・施設の使用料は総合窓口センターでお支払いください。
- ・電話予約、届出受付先：総合窓口センター

### ②死産児（12週以上）の火葬予約

- ・死産児（12週以上）の火葬については、総合窓口センターへ電話で予約してください。
- ・その後、総合窓口センターに死産届を提出し、「死胎火葬許可証」、「火葬場使用許可書」を取得し、火葬場予約を完了させてください。
- ・なお、南あわじ市以外で死産届を提出し「死胎火葬許可証」を取得した場合は南あわじ市で「火葬場使用許可書」を取得し火葬場予約を完了させてください。
- ・施設の使用料は総合窓口センターでお支払いください。
- ・電話予約、届出受付先：総合窓口センター

### ③身体の一部の火葬、汚物（胎衣産じょく、湯かん）の焼却予約

- ・身体の一部の火葬、汚物の焼却については、総合窓口センターへ電話で予約してください。
- ・その後、総合窓口センターで申請手続きを行い、「身体の一部火葬許可証」または「汚物火葬許可証」と「火葬場使用許可書」を取得し、火葬場予約を完了

させていただきます。

- ・なお、南あわじ市以外で「身体の一部火葬許可証」または「汚物火葬許可証」を取得した場合は南あわじ市で「火葬場使用許可書」を取得し火葬場予約を完了させていただきます。
- ・施設の使用料は総合窓口センターでお支払いください。
- ・電話予約、届出受付先：総合窓口センター

### (3)火葬予約時間の変更・キャンセル

#### ①予約サイトによる予約の場合

- ・火葬予約時間の変更やキャンセルは、お早めに予約サイトにて変更やキャンセルをし、総合窓口センターに連絡してください。
- ・電話受付先：総合窓口センター

#### ②個人の火葬予約の場合

- ・火葬予約時間の変更やキャンセルは、お早めに総合窓口センターに連絡してください。
- ・電話受付先：総合窓口センター

※直前の変更やキャンセルは他の使用者の迷惑となりますので、死亡前等の不確定な予約は受付できません。

## 2) 待合室予約・使用について

- (1)施設の待合室を使用される場合は、火葬予約後に予め施設に電話で予約してください。
- (2)予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分（1月1日～3日除く）
- (3)予約可能時間 2. 2)の時間による。
- (4)使用時間 約100分/1喪家（火葬場到着から収骨まで）
- (5)収容人数 約20～30人/室
- (6)1喪家に付き待合室1室を使用いただけます。
- (7)待合室で飲食される場合は事前に申し出てください。（備え付けのお茶等、自動販売機の飲料除く）
- (8)使用後は、テーブルや床に食べこぼし、汚れ等が無いことを確認してください。また、備品は使用前の状態に戻し、使用者で発生したごみ類等はすべてお持ち帰りください。
- (9)退出時には、忘れ物等が無いよう確認してください。

#### 4. 待合ロビーの使用について

- 1) 使用後は、テーブルや床に食べこぼし、汚れ等が無いことを確認してください。  
また、備品は使用前の状態に戻し、使用者で発生したごみ類等はすべて持ち帰りください。
- 2) お帰りの際は、忘れ物等が無いよう確認してください。

#### 5. 動物死骸の焼却について

- 1) 動物死骸の焼却については、事前の予約は必要ありません。下記のいずれかに問合せしてください。

##### 2) 受付窓口

- (1)環境課 午前8時30分～午後5時15分（閉庁日除く）
- (2)総合窓口センター 午前8時30分～午後5時15分（閉庁日）

- 3) 焼却手数料は、上記(1)(2)でお支払いください。

##### 4) その他

- (1)動物死骸の焼却については、焼却時間を指定することはできません。  
また、最後のお別れ及び遺骨の持ち帰りはできません。
- (2)飼い犬を焼却する場合、飼い犬の死亡届出の手続きが必要です。手続きは受付窓口で行ってください。
- (3)動物死骸の焼却については、持ち込みの際、必ず箱(段ボール等)に入れて持ち込んでください。(大型の場合は問合せしてください。)
- (4)箱の中には、プラスチック類、ゴム類、首輪、餌等や燃えないものは入れないでください。

#### 6. 駐車場について

- 1) 中型バス（マイクロバス含む）は、専用駐車場を使用してください。（大型バスの利用はできません）
- 2) 施設場内は徐行してください。また、アイドリングストップにご協力ください。
- 3) 近隣の迷惑となる行為（例：大声での会話、騒音等）はご遠慮ください。
- 4) 施設場内での事故、盗難等については、各人の責任で対応してください。  
施設では責任を負いかねますので、事故等のないよう十分注意してください。
- 5) 駐車台数に限りがありますので、乗り合い等により混雑の軽減にご協力ください。

## 7. 使用上の禁止行為について

- 1) 秩序維持のため、施設では次の行為はできません。
  - (1) 施設管理者から許可を受けない、物品の売買・レンタル及びサービスの提供を含む一切の営業または寄付行為
  - (2) 施設内での納棺（ご遺体は必ず棺に納めて入場してください）
  - (3) 霊柩車、寝台車以外でのご遺体の搬送（宮型霊柩車については認めません）
  - (4) 使用時間の故意的な遅延となる行為
  - (5) 建物内での喫煙
  - (6) 施設設備以外の案内看板等の設置
  - (7) 施設内でのお浄め塩等の使用
  - (8) 施設設備以外の冷暖房器具の使用
  - (9) 施設設備以外の火気器具の使用及び施設内での火気（ローソク、線香）の使用
  - (10) 施設内壁面、天井、床、備品類への粘着テープ、画鋸、釘等の使用
  - (11) 六地藏に対するお供え行為（線香のみ可能）
  - (12) 使用許可以外の施設の使用
  - (13) その他施設使用者の迷惑になるような行為（例：大声での会話や走り回る等）
  - (14) 施設敷地内道路への駐車行為
  - (15) 暴力団の活動に利する使用
  - (16) その他、市長が適切でないと認める行為
  
- 2) 施設内に、秩序維持、施設保全、危険防止、環境問題への配慮および衛生上の観点などから、以下のものを持ち込むことはできません。
  - (1) アルコール類の飲料
  - (2) 動物（身体障がい者補助犬は除く。）
  - (3) 危険物（例：花火、爆竹等）
  - (4) その他、施設運営管理の妨げとなる、または施設管理者が他のご使用者へ迷惑を及ぼすと判断する物品

## 8. 棺について

- 1) 棺の大きさは、下記範囲内としてください。  
高さ 65 cm以内、幅 65 cm以内、長さ 210 cm以内

## 9. 副葬品について

- 1) ご遺骨への影響、公害、火葬炉の損傷、不完全燃焼の原因となりますので、下記の副葬品は、棺の中へ入れないでください。

(1) ご遺骨への影響または公害（ばい煙、有毒ガス、悪臭）の発生源となるもの

(例)

ビニール・プラスチック製品（ハンドバッグ、靴、玩具等）

化学合成繊維製品（衣類、寝具、敷物等）

発泡スチロール製品（枕、緩衝剤、パッキング等）

その他（小銭、CD、各種ボール、革製品等、ゴム類）

(2) 不完全燃焼（火葬の妨げ）の原因となるもの

(例)

果物（スイカ、メロンなど大きな果物類）

書籍（辞書、アルバムなど厚みのある書籍類）

大型繊維製品（寝具、大きなぬいぐるみ等）

ドライアイス

(3) 火葬炉設備の故障の原因となるもの

(例)

スプレー缶、ライター、電池類、金属製品

カーボン製品等（つりざお、ゴルフクラブ、ラケット等）

(4) 燃えないもの

(例)

時計、カメラ、陶磁器、ゴルフクラブ、缶類、既に火葬された人骨・ペットの骨等

(5) その他危険なもの

(例)

ガラス製品（眼鏡、ビン、食器等）

その他、燃焼に伴い危険なもの

2) ペースメーカー等体内装置医療品は、火葬炉内で爆発する恐れがありますので、火葬の前に必ず係員にその旨をお伝えください。

## 10. 火葬の流れについて

火葬は、棺の到着・お別れ・火葬・収骨の順で行われます。

・予約時間を厳守してください。遅れますと、その時間帯に火葬が出来なくなることがあります。

- ・棺の到着時間から、お供の車の到着が遅れている場合等は、喪家の了解を得たうえで、火葬炉内に棺を納めさせていただく場合があります。

#### 1) 棺の到着

- (1)施設到着後、速やかに施設の従業員又は事務室窓口に各種「火葬許可証」及び「火葬場使用許可書」の原本を提出してください。

※各種「火葬許可証」及び「火葬場使用許可書」原本を提出いただけないときは、いかなる場合であっても火葬ができません。

- (2)エントランスホールにて、喪家・参列者の皆様を、「告別収骨室」に案内いたします。

#### 2) お別れ

- (1)「告別収骨室」にて、焼香のうえで最後のお別れをしていただきます。

(焼香については施設にて用意しております。)

- (2)お別れが終わりましたら、棺を火葬炉に納めさせていただきます。

- (3)入炉後に、待合室又は待合ロビーに移動させていただきます。

#### 3) 火葬

この間、待合室又は待合ロビーにてお待ちいただくか、一旦、お帰りいただきます。

#### 4) 収骨

- (1)火葬が終了しましたら、喪家・参列者の皆様を「告別収骨室」に案内し、収骨させていただきます。

※待合室・待合ロビーに忘れ物がないようご注意ください。

- (2)火葬終了後、必ず受付にて執行済印の押印された「死体火葬許可証」を受領してください。(この許可証が「死体火葬証明書」として扱われます。墓地等への納骨時に必要となりますので、紛失しないように大切に保管してください)。

- (3)遺骨の引き取りを辞退される場合は、「誓約書」を提出させていただきます。

## 11. 使用料等について

区分		単位	金額	
			市内	市外
遺体の火葬	大人(12歳以上)	1体につき	13,000円	26,000円
	小人(12歳未満)	1体につき	8,000円	15,000円
	死産児	1胎につき	5,000円	8,000円
その他の火葬	身体の一部及び胞衣 産じょく汚物の類	1回につき	3,000円	5,000円
動物死骸 の焼却	市が処理するもの	1頭につき	2,200円	—
	市が収集し、 処理するもの	1頭につき	3,850円	—

### 備考

- 1) 「市内」とは、死亡体、又は火葬場を使用しようとする者が市内に住民票を有するときをいい、「市外」とは、それ以外のときをいう。
- 2) 遺体の火葬の区分における「小人」とは、満12歳未満の者をいう。
- 3) 動物死骸の焼却の区分における「動物死骸」とは、公共道路上の動物死骸その他（ペットなど）これに準じるものをいう。
- 4) 次の各号いずれかに該当する場合は、施設の使用料を減額し、又は免除することが出来る。
  - (1) 施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が市内に住所を有する生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者であり、かつ、当該使用者が祭祀を主催するものであるとき 10分の5を減額
  - (2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に規定する行旅死亡人のために使用するとき 免除
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要があると認められるとき その都度市長が定める額

## 12. その他

- 1) 身体障がい者補助犬は全館で同伴いただけます。
- 2) お心づけ等は一切お受け取りできません。
- 3) 2か所以上の墓に埋葬する等、分骨（遺骨分け）する場合は、「分骨証明書」の発行が必要となります。施設の事務室窓口で発行しますので問合せしてください。なお、1月1日～3日は受け付けできません。  
郵送手続きを希望される場合は郵便定額小為替での対応も可能です。発行手続きの際は、事前に施設へ電話連絡をお願いします。